



第3期龍郷町 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

【概要版】



令和7年3月
鹿児島県 龍郷町



I 計画策定の概要

1 策定の趣旨

本町では、令和2年3月に「第2期龍郷町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的にみると、人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが安心して過ごせる居場所づくり、子育ての孤立化、子どもの虐待、子どもの貧困などへの対策など、様々な課題への対応が求められています。

このような中、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備や、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に「第3期龍郷町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として策定します。

なお、計画策定に当たっては、本町の最上位計画である「第6次龍郷町総合振興計画」をはじめとして、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画、子ども療育計画、食育推進計画等の関連計画との整合を図っていきます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期龍郷町子ども・子育て支援事業計画					第3期龍郷町子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定方法

(1) 龍郷町子ども・子育て会議

本計画は、子ども・子育て支援法第72条の規定に基づく「龍郷町子ども・子育て会議」において委員の意見を聴取して策定しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の基礎資料とするため、令和6年8月から9月まで、本町在住の全ての就学前児童保護者及び小学生保護者、本町にある保育所等を対象にアンケート調査を実施しました。

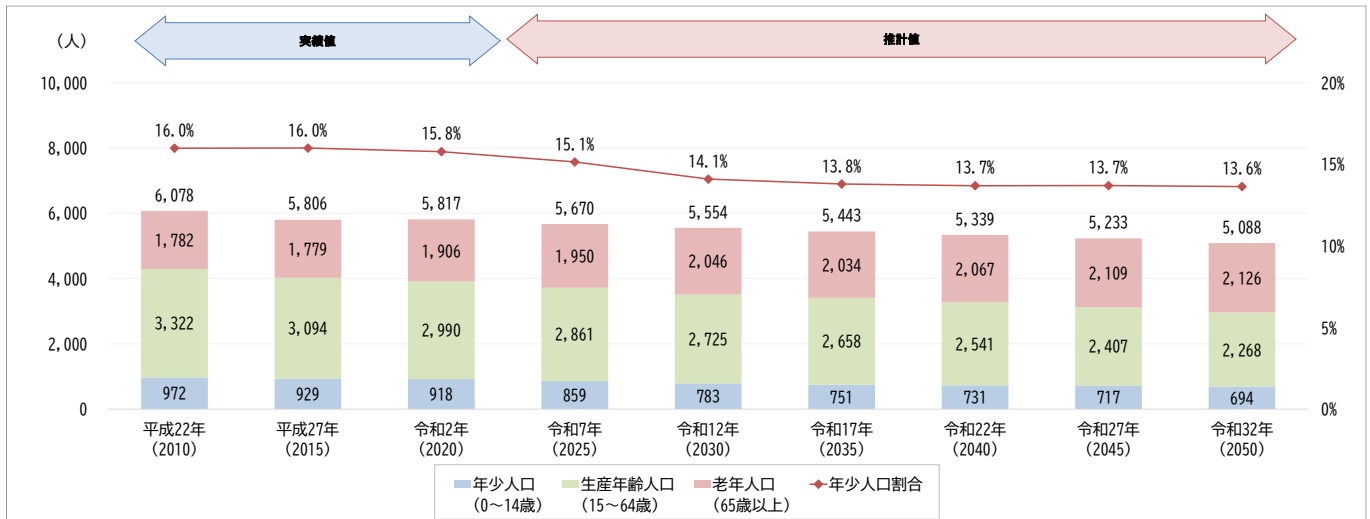
(3) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く町民の意見を聴取するため、令和7年1月30日から2月6日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

Ⅱ 本町の状況

1 人口の推移及び推計

今後、少子高齢化の進展により総人口は減少する予測となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年の総人口は5,088人、年少人口(0～14歳)は694人、総人口に占める年少人口割合は13.6%となる見込みとなっています。

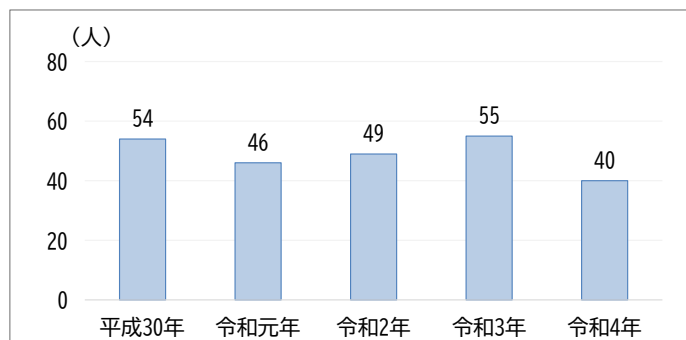


出典：国勢調査（平成17年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和7年～）

2 出生数、出生率の推移

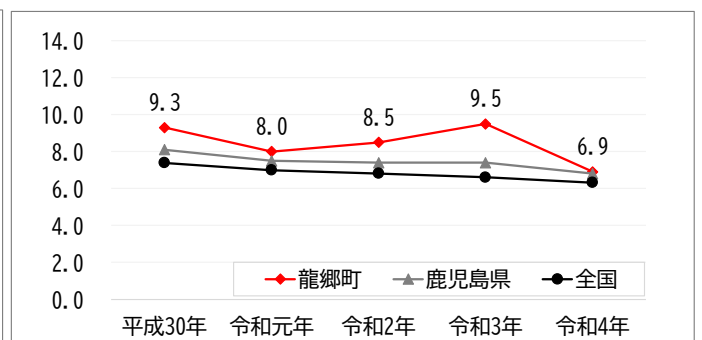
近年50人前後で推移していましたが、令和4年は減少し、40人となっています。出生率(人口千人当たりの出生数)は、全国、鹿児島県平均を上回って推移しています。

【出生数】



出典：人口動態調査

【出生率(人口千人当たりの出生数)】



3 合計特殊出生率の推移

平成30～令和4年の合計特殊出生率は1.82で、全国、鹿児島県平均より高い水準で推移しています。

	平成15～19年	平成20～24年	平成25～29年	平成30～令和4年
龍郷町	1.81	1.83	2.13	1.82
鹿児島県	1.52	1.62	1.68	1.62
全国	1.31	1.38	1.43	1.33

出典：人口動態保健所・市区町村別統計

Ⅲ 施策の体系

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、全ての子どもに対し、身近な地域において、子育て支援の各種施策を可能な限り講じることにより、その健やかな育ちを確保するため、次の基本理念を設定します。また、基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

【基本理念】

**地域全体が子育て世帯を支え、
安心して生み育てることができ、
全ての子どもが元気にのびのびと成長できるまち**

基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

- 1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援
- 2 地域における子育ての支援

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

- 1 学校の教育環境等の整備
- 2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

- 1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援
- 2 障がいや発達に不安のある子どもへの支援
- 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進
- 4 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組

基本目標4 子育てを応援する環境づくり

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援、家庭教育支援
- 3 共働き・共育ての応援

IV 基本目標ごとの取組

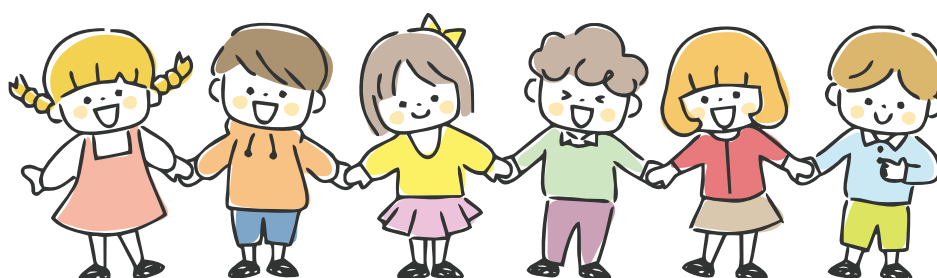
基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援

妊娠から出産後まで子どもの生涯にわたる心と身体健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保に取り組みます。

2 地域における子育ての支援

乳幼児期の発達特性を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら「生きる力」の基礎を育みます。また、安心して子どもを預けることができるよう、教育・保育環境を提供します。



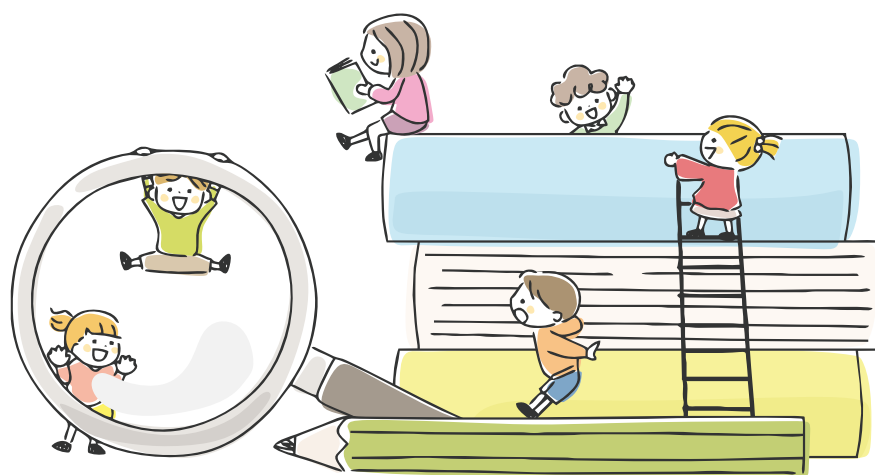
基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

1 学校の教育環境等の整備

各学校が特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

学校、家庭、地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働し、地域社会全体で子どもを守る観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体から教育力の向上を目指します。



基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

教育の機会均等を図るため、子どもの学習支援の活用や、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援を進めます。

2 障がいや発達に不安のある子どもへの支援

障がいのある子ども・若者や発達に不安のある子どもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じたサービス提供を行います。また、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要な子どもや家庭に寄り添いながら、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

4 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組

誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、子どもへの自殺対策を推進します。また、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。



基本目標4 子育てを応援する環境づくり

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

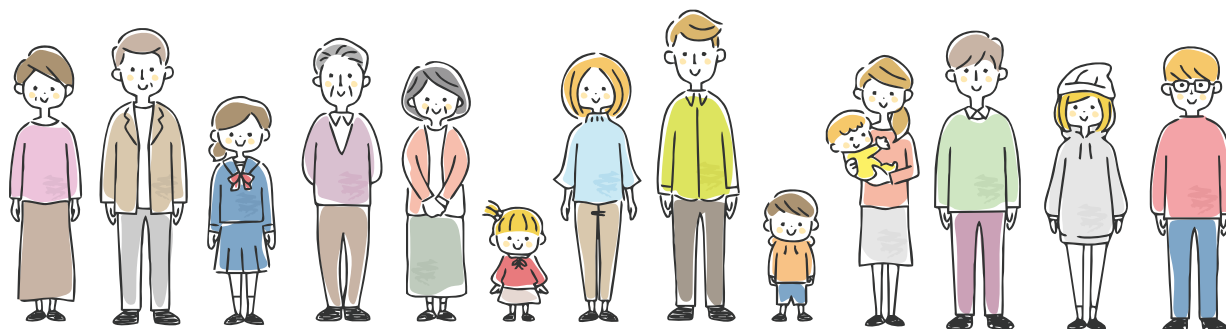
子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持って子どもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるような環境づくりを推進します。

2 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

3 共働き・共育ての応援

共働き・共育ての応援に向け、子育て家庭への更なる支援の充実を図ります。また、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。



V 事業計画

1 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

保護者が子どものための教育・保育施設を利用するには、国が定める「保育を必要とする事由」に基づいて、市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は以下の3区分です。

認定区分	年齢	対象	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	3～5歳	・専業主婦（夫）家庭 ・短時間就労家庭など	無（教育を希望）	幼稚園、認定こども園など
2号認定	3～5歳	・共働き家庭など	有	保育園、認定こども園など
3号認定	0～2歳	・共働き家庭など	有	保育園、認定こども園、 地域型保育事業など

【年度ごとの量の見込み及び確保方策】

（1）1号認定

（単位：人）

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	29	24	24	22	23
②確保方策（利用定員）	30	30	30	30	30
過不足（②-①）	1	6	6	8	7

（2）2号認定

（単位：人）

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	134	132	128	119	123
②確保方策（利用定員）	134	134	134	134	134
過不足（②-①）	0	2	6	15	11

（3）3号認定

（単位：人）

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	92	103	97	97	96
②確保方策（利用定員）	125	125	125	125	125
過不足（②-①）	33	22	28	28	29

2 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。子ども子育て応援課で実施します。

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、保育所等で保育を実施する事業です。町内1園で実施します。

③放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。町内の放課後児童クラブ4か所で実施します。

④子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。ニーズがあった際は、委託児童養護施設で対応します。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。保健師及び助産師による訪問で対応します。

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、教育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な教育の実施を確保する事業です。本町においては、「妊産婦・新生児訪問事業」で実施します。

⑦子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供や家事・育児に関する援助等を行う事業です。子ども子育て応援課で実施します。

⑧児童育成支援拠点事業

教育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

⑨親子関係形成支援

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、情報提供及び助言など、子どもの発達に応じた支援を行う事業です。子ども子育て応援課で実施します。

⑩地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流する場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。龍瀬へき地保育所内1か所で実施します。

⑪一時預かり事業

幼稚園等における在園児のうち、1号認定の子どもの対象とした一時預かりや家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。「幼稚園型」については今後のニーズを踏まえて、実施を検討します。「幼稚園型以外」では龍瀬へき地保育所内1か所で実施します。

⑫病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。ニーズがあった際は、龍郷町ファミリー・サポート・センターの病児・病後児の預かり事業で対応します。

⑬ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。龍郷町ファミリー・サポート・センターで実施します。

⑭妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。委託医療機関で実施します。

⑮妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、伴走型相談支援を推進する事業です。子ども子育て応援課で実施します。

⑯産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。子ども子育て応援課で実施します。

⑰乳児等通園支援事業

全ての子育て家庭に対して、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に、保育所等を利用できる事業です。町内の認定こども園及び保育所で事業を実施する予定です。

【お問合せ先】

龍郷町 子ども子育て応援課
TEL 0997-69-4555